

大蔵村上下水道台帳システム整備業務  
仕様書

令和 8 年 4 月  
大蔵村 地域整備課

## 第1章 総 則

### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、大蔵村（以下「発注者」という。）が導入を予定している大蔵村上下水道台帳システム整備業務（以下「本業務」という。）に適用する。

### (目的)

第2条 本業務は、発注者の管理する給配水施設をデータで一元管理するために、各種情報のデータ化を行い、水道施設について効率的な維持管理を実現することを目的とする。また、大蔵村下水道事業における管路施設情報及びストックマネジメント計画に基づいた維持管理情報を効率的に管理するための上下水道台帳システムを構築し、各種情報の整備を行うことを目的とする。

### (適用する規程等)

第3条 本業務の実施に際し、本仕様書のほか以下の法令ならびに規程等を遵守するものとする。

- (1) 水道法
- (2) 水道施設設計指針及び水道維持管理指針
- (3) 下水道法
- (4) 下水道法施行令
- (5) 下水道法施行規則
- (6) 下水道台帳管理システム標準仕様(案)・導入の手引き Ver.5 ((社)日本下水道協会)
- (7) 測量法
- (8) 測量法施行令
- (9) 測量法施行規則
- (10) 公共測量作業規程及び作業規程の準則（国土交通省国土地理院）
- (11) 地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014（国土交通省国土地理院）
- (12) 大蔵村個人情報保護条例
- (13) その他の関係法令・諸規則等

### (提出書類)

第4条 受注者は、本業務の実施に際し、以下の書類を発注者に提出し承認を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 業務計画書
- (4) 管理技術者・照査技術者通知書

### (貸与資料)

第5条 発注者は、本業務を実施するにあたり、受注者に以下の資料を貸与するものとする。受注者は、貸与された資料について、その重要性を十分認識し、取り扱い及び保管を慎重に行うものとする。

名称	ファイル形式
上下水道工事竣工資料	紙形式
簡易水道台帳図（管路、弁栓、給水）	Shape 形式、紙形式
給水台帳	紙形式

水道メーター情報	CSV 形式
簡易水道に関する資料	各種
下水道台帳図（管渠、人孔、柵、取付管）	Shape 形式、紙形式
下水道に関する資料	各種
地形図データ	DM 形式
維持管理に関するデータ	各種
排水設備データ	紙形式
その他（必要と認められる場合）	

（業務の概要）

第6条 本業務の概要は、以下のとおりである。

（1）簡易水道台帳データ整備

①資料収集整理

計画準備：1 式

資料収集・整理：1 式

②簡易水道台帳データ作成・調整

不足工事情報入力：約 68 件

配水管図形入力（1/2500）：約 1.4km（R3 年度以降工事対象）

配水管属性入力：約 1.4km（R3 年度以降工事対象）

給水施設図形入力：約 25 戸（R3 年度以降工事対象）

給水施設属性入力：約 25 戸（R3 年度以降工事対象）

水道メーター属性入力：約 1,136 箇所

使用者ラベル更新：約 228 箇所

入力データ点検：約 1.4km

③簡易水道情報システムリンク作業

工事竣工図スキャニング：約 1,062 枚

給水台帳資料スキャニング：約 3,930 枚

（2）下水道台帳データ整備

①資料収集整理

計画準備：1 式

資料収集・整理：1 式

②基本データ作成

計画区域データ作成：1 式

認可区域データ作成：1 式

区画割図データ作成：1 式

整備・供用開始区域データ作成：1 式

処理区・処理分区エリア作成：1 式

図郭データ作成：1 式

③下水道台帳データ作成・調整

工事・路線情報データ入力：約 54 件

下水道施設図形データ入力：約 16.1km

下水道施設属性データ入力：約 16.1km

下水道施設不足属性データ入力：約 16.1km

- 柵・取付管データ入力：約 516 件
- 所有者ラベル作成：約 516 箇所
- 入力データ点検：約 16.1km
- 下水道施設データ入力（処理場・ポンプ場）：1 式
- 排水設備データ入力：約 516 件
- 合併浄化槽データ入力：約 480 件
- ④下水道情報システムリンク作業
  - 工事竣工図スキャニング：約 160 枚
  - 排水設備資料スキャニング：約 1,548 枚
- ⑤施設平面図及び下水道全体図作成
  - 施設平面図作成（全体図含む）：1 式
- ⑥台帳調書作成
  - 台帳調書作成：1 式
- ⑦打合せ協議
  - 打合せ協議：1 式
- ⑧上下水道台帳管理機能作成
  - 計画準備：1 式
  - 下水道台帳システム環境設定：1 式
  - 背景図データセットアップ：1 式
  - 台帳データセットアップ：1 式
  - システム操作研修：1 式
  - 打合せ協議：1 式
- (3) 維持管理データ整備
  - ①維持管理台帳データ入力
    - 管口カメラ点検結果データ入力：約 24 箇所
    - 人孔目視点検・更新履歴データ入力：約 32 箇所
    - 管路施設改築データ入力（管更生）：約 1.0km
    - 管渠清掃データ入力：約 0.438km
    - 蓋かさ上げ（路盤回収等）データ入力：約 10 箇所
    - 打合せ協議：1 式
- (4) システム導入（同時 1 アクセスライセンス／2 台分設定）
  - ①上下水道台帳システム 1 式
    - ※ゼンリン住宅地図については、2 ライセンス
  - ②クラウド関連設定（サーバ設定、利用等） 1 式
  - ③その他作業（打合せ、インストール、システム設定等） 1 式
    - ※既存データの移行作業も含む
    - ※地域整備課内利用端末：2 台

（管理技術者）

第 7 条 受注者において選任する管理技術者は、過去 5 年以内に本業務と同種（上下水道台帳データ整備）の完了実績を有する者とし、本業務に精通した実務経験豊かな者とする。なお、本業務着手に際して管理技術者通知書及び経歴書を発注者に提出するものとする。

(照査技術者)

第8条 受注者において選任する照査技術者は、本業務の品質を確保するため、高度な資格（空間情報総括監理技術者、技術士（上下水道部門）等）を保有し、専門的な実務経験を有する者とする。なお、本業務着手に際して照査技術者通知書及び経歴書を発注者に提出するものとする。

(守秘義務)

第9条 受注者は、本業務において発注者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に個人情報情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立していることを証明しなければならないものとする。具体的には、下記の（1）又は（2）のいずれかの承認・認定を受けていることを資格要件とする。受注者は契約時にこれらを証明する資料を提出するものとする。

(1) 「情報セキュリティマネジメントシステム（Information Security Management System：ISMS）適合性評価制度」による第三者の認証機関の認証を受けていること

(Information Security Management System：ISMS)

(2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク制度」により認定

(プライバシーマーク：JIS Q 15001)

(疑義)

第10条 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、受注者は発注者の指示に従うものとする。

(成果品の点検・検査及び納品)

第11条 受注者は、工程別作業終了後やその他適切な時期に所要の点検を行わなければならない。また、検査は主任担当者が立会いのもと完成検査を行うものとし、必要に応じて、発注者の指示する検査を行うものとする。なお、成果品の納入場所は、発注者の指示に従うものとする。

(成果品の帰属)

第12条 本業務において作成された成果品及び中間成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なくこれを第三者に公表又は流用してはならない。ただし、システムソフトウェアに関する部分の諸権利は受注者に帰属するものとする。

(成果品の瑕疵)

第13条 受注者は、成果品の引き渡し後であっても、受注者の故意又は過失等に起因する不良個所以外が発見された場合、発注者の必要と認める処置を速やかに行うものとし、その費用は全て受注者の負担とする。

(契約期間)

第14条 本業務の契約期間は契約の日の翌日から令和9年3月31日までとする。

## 第2章 上下水道台帳システム構築

(打合せ等)

第15条 受注者は、定期的に発注者と打合せを行い、作業進捗管理表を作成し進捗状況の報告を行うものとする。報告に際しシステムレビュー等を用い運用イメージの確認を行うものとする。また、打合せ結果については議事録を作成し、発注者の承認を得るものとする。

(クライアント環境)

第16条 本業務で導入するシステムは、既設のクライアント機器を使用するものとする。既設のクライアント環境は以下の基準を満たすものとする。

項目	内容
機種	デスクトップ型及びノート型パソコン
OS	Windows10 Pro 64ビット
CPU	Intel(R) Celeron(R) CPU G1840 (2.80GHz) 以上
メモリ	4GB
HDD	256GB
ソフトウェア	Microsoft Edge Microsoft Office 2016 , 2019 Adobe Acrobat Reader DC ESET Endpoint protection

(システムの基本要件)

第17条 本業務で導入するシステムは、以下の要件を満たすものとする。なお、システム機能については、別紙2「機能要求整理表」を参照すること。

- (1) 本システムは、LGWAN を利用する ASP 方式又は ISMAP (日本政府の情報システムのためのセキュリティ評価制度) のセキュリティ要求基準を満たしたクラウドサービスで提供すること。
- (2) 本システムを、地域整備課内の指定する端末 2 台において利用可能な状態で導入すること。ただし、システムへの同時アクセス数は 1 件とする。
- (3) クライアントは、Web ブラウザと .Net Framework 以外は必要としない。
- (4) 使用する Web ブラウザは、Microsoft Edge とする。
- (5) 今後の調達においては、競争原理を導入するため阻害要因となる独自仕様のミドルウェアやフレームワーク等をアプリケーションに含んではならないものとする。
- (6) 本システムは、将来的な拡張性や外部システムとのデータ連携を考慮し、APPLIC 準拠や汎用データ形式での入出力、API 連携など他システムとの相互運用性が高いものであること。

(サーバ設定)

第18条 受注者が使用するデータセンターにおいて、本システムをセットアップするため以下のサーバ設定作業を行うものとする。

- (1) サーバOS 関連の環境設定
- (2) バックアップ構成等の設定
- (3) ネットワーク関連の設定
- (4) セキュリティ設定
- (5) システムアプリケーションの設定

(データベース環境構築)

第19条 前条で設定したサーバ環境に以下のデータベース環境を構築し、システムが稼働することを確認するものとする。

- (1) データベースソフトウェアの環境設定
- (2) システム搭載データの設定
- (3) システムの動作検証

(上下水道台帳システムの機能)

第20条 本業務で導入する上下水道台帳システムの機能は、別紙2「機能要求整理表」のとおりとする。

(データセンター要件)

第21条 システムを設置するデータセンターの要件は、特定非営利活動法人日本データセンター協会が制定する「データセンターファシリティスタンダード ティア3」を満たすこと。

(管理者用ツール)

第22条 受注者は、発注者がシステムの運用を円滑に行えるようにするため、発注者におけるシステム管理者が適宜必要な設定変更等を行えるようにする目的で、管理者用のツールを併せて実装するものとする。管理者ツールでは、最低限以下の内容について実施できる機能を持たせるものとする。

- (1) 各種レイヤ設定（新規・変更・削除等）
- (2) 各種権限設定（閲覧権限・編集権限等の付与及び削除等）
- (3) ユーザ及びグループの設定（追加・変更・削除等）
- (4) 人事異動など指定された期日でのユーザ及びグループに関する権限自動変更

(資料収集整理)

第23条 受注者は、発注者からの貸与資料を収集整理し、内容の確認を行うものとする。

(簡易水道台帳データ作成・調整)

第24条 受注者は、既存データを本システムに搭載するデータ形式に変換・調整を行い、収集整理をした貸与資料を用いて不足工事情報の入力を行うものとする。また、令和3年度以降に更新した管路・給水施設の入力を行い、属性情報については、貸与する工事資料から入力し、データ点検をするものとする。作業項目は以下のとおりとする。

- (1) 不足工事情報入力
- (2) 配水管図形入力 (1/2500)
- (3) 配水管属性入力
- (4) 給水施設図形入力
- (5) 給水施設属性入力
- (6) メーター属性入力
- (7) 使用者ラベル更新
- (8) 入力データ点検
- (9) 台帳データセットアップ

(簡易水道情報システムリンク作業)

第25条 受注者は、既存工事竣工図面・給水台帳資料のスキャニングを行い、データ化をするものとする。また、システムとリンクができるようファイルのリネーム作業を行うものとする。

(基本データ作成)

第26条 受注者は、収集整理した貸与資料より、以下の基本データを別レイヤで作成するものとする。

- (1) 計画区域・認可区域データ作成
- (2) 区画割図データ作成
- (3) 整備・供用開始区域データ作成
- (4) 処理区・処理分区界データ作成
- (5) 図郭データ作成

(下水道台帳データ作成・調整)

第27条 受注者は、前条で収集整理をした貸与資料について、本システムに搭載するデータ形式で作成・調整を行うものとする。また、属性情報については、貸与する工事資料から属性情報から入力し、データ点検をするものとする。さらに、貸与資料の下水道台帳図 Shape データについては、精度に関する関係から参考資料として利用するものとする。作業項目は以下のとおりとする。

- (1) 工事・路線情報データ入力
- (2) 下水道施設図形データ入力(管渠、人孔、柵、取付管、合併浄化槽、処理場・ポンプ場、排水設備)
- (3) 下水道施設データ入力(管渠、人孔、柵、取付管、合併浄化、槽処理場・ポンプ場、排水設備)
- (4) 背景図データセットアップ(航空写真、地理院地図、ゼンリン住宅地図、DMデータ)
- (5) 維持管理情報

(下水道情報システムリンク作業)

第28条 受注者は、既存工事竣工図面・ます資料のスキャニングを行い、データ化をするものとする。また、システムとリンクができるようファイルのリネーム作業を行うものとする。

(施設平面図及び下水道全体図作成)

第29条 受注者は、施設平面図は地形データ、施設データ、属性データを合成処理し、下記の図面を出力するものとする。図面の規格整飾、図式凡例等については、発注者と協議の上決定するものとする。さらに、出力された下水道台帳図を差替えが出来る A3 版ファイル製本とするものとする。

- (1) 索引図(1/2,500→A3縮小版)
- (2) 施設図(1/500→A3縮小版)

また、貸与された背景図を基に下水道施設範囲の全体図を作成するものとし、こちらについても図面の規格整飾、図式凡例等は発注者と協議の上決定するものとする。

(台帳調書作成)

第30条 受注者は、下水道台帳調書として以下様式の調書を作成し、A4版出力を行うものとする。

- (1) 統括調書
- (2) 管渠延長調書
- (3) マンホール調書
- (4) ます調書

(現地確認、操作研修会等)

第31条 受注者は、本システムについて、現地にて発注者のクライアントパソコンで動作確認を行い、発注者の承認を得るものとする。また、発注者担当職員に対し、本システムの操作マニュアルを基にした操作説明会を実施するものとする。

### 第3章 成果品

(成果品)

第32条 本業務の納入成果品は以下のとおりとする。

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| (1) 上下水道台帳システム              | 1式 |
| (2) 上下水道台帳システム操作マニュアル       | 1式 |
| (3) 管理者用ツール操作マニュアル          | 1式 |
| (4) 下水道台帳施設データ (PC 格納)      | 1式 |
| (5) 下水道全体図 (紙、PDF 形式)       | 1式 |
| (6) 下水道台帳施設平面図 (紙製本、PDF 形式) | 1式 |
| (7) 下水道台帳調書 (紙製本、PDF 形式)    | 1式 |
| (8) 打合せ議事録                  | 1式 |
| (9) その他協議により必要とされたもの        | 1式 |